

日本学校俳句研究会会則

総則

第一条 本会は、日本学校俳句研究会と称する。

第二条 本会は、事務所を東京都内に置く。

目的・事業

第三条 本会は、学校俳句及び俳句教育に関する事項を研究し、俳句関係団体との連携を密にして、学校俳句及び俳句教育の振興を図ることを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、学校俳句及び俳句教育に関する研究会・交流会・講演会などの開催
- 2、本会機関紙および学校俳句及び俳句教育に関する図書の編集・刊行
- 3、学校俳句及び俳句教育に関する研究・調査・資料の収集
- 4、研究者、実践者相互の交流及び諸団体との連携と協力
- 5、その他必要な事業

会員・会費

第五条 本会は、第三条の目的に賛同する者をもって会員とする。会費については別途定める。

役員・組織

第六条 本会に次の役員を置く。

代表 一名

幹事長 一名 幹事 若干名

監査 一名

顧問 若干名

代表、幹事長その他の役員は、総会に置いて選出する。

第七条 代表は会を代表し、統括する。

幹事は幹事会を組織し、本会則の定める事項を決議し、執行する。

幹事長は幹事会を招集し、会務を執行する。

第八条

役員任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。補充による役員任期は、前任者の残存期間とする。

幹事会

第九条 幹事会は、次の事項を審議する。

- 1、事業計画
- 2、予算の決定・決算の承認

3、その他必要な事項

総会

第十条 総会は、年一回会長が招集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に招集することができる。

第十一条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第十二条 総会に付すべき事項は、次の通りとする

- 1、会務及び会計の報告
- 2、会則の変更
- 3、役員に関する時候
- 4、解散に関する事項
- 5、その他必要な事項

会計

第十三条 本会の事業に必要な費用は、会費、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十五条 本会の会費は、 円とする。

※ この会則は平成二十四年二月二十五日より発効する。